

宿泊税の導入について

1 概 要

本市における宿泊税の導入検討にあたり、本年3月27日、「熊本市宿泊税検討委員会（附属機関）」（以下「検討委員会」という。）から「宿泊税の導入は適当である。」旨の答申を受けた。

宿泊税の使途や税率を含む制度設計について、答申の内容を踏まえ、宿泊事業者等の関係者への丁寧な説明や意見聴取、熊本県との十分な協議を行いながら、導入に向けて具体的な検討を進めていく。

2 制度設計の方針

制度設計にあたっては、検討委員会の答申で示された基本的な考え方（下表のとおり）を参考に、宿泊事業者等の徴収に係る事務負担の軽減と宿泊者への分かりやすさを重視した制度を検討する。

【参考】熊本市宿泊税検討委員会答申書付属の報告書（抜粋）

項 目	基本的な考え方
課税客体等	【課税客体】熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 【課税標準】宿泊施設への宿泊数 【納税義務者】宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収 （宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する。）
税率・免税点	一律定額とし、免税点は設けない。
課税免除	課税免除は設けない。
申告納入期限	毎月末日までに前月分を納入 （一定の要件を満たす場合は、数か月分をまとめて納入する「申告納入期限の特例制度」を導入する。）
特別徴収交付金等	【特別徴収交付金制度】納期内納入額に対する交付金措置 【システム整備費助成制度】宿泊事業者のシステム整備に対する助成
課税期間 （見直し期間）	条例施行後2～3年、その後は3～5年ごとに見直す。
入湯税	入湯税の改正は行わない。

3 今後のスケジュール（案）

- 令和6年 7月 宿泊事業者等への意見聴取
- 9月 第3回定例会（宿泊税の制度概要の報告）
- 10月 パブリックコメント
- 12月 第4回定例会（宿泊税条例素案、制度詳細の報告）
- 令和7年 2月 第1回定例会（宿泊税条例上程）、総務省協議
- 4月 宿泊事業者、旅行者への周知開始
- 令和8年 宿泊税条例の施行